

合 意 書

中国労災病院と 薬局 店は中国労災病院発行の院外処方箋に係る疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」(別紙)に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

2. 運用開始について

年 月 日から運用を開始する。

3. 合意の解除および内容の変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

年 月 日

住所 広島県呉市広多賀谷 1-5-1

名称 独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院

代表者 院長 栗栖 薫

印

年 月 日

住所

名称

代表者

印